

取扱区分：「公開」

令和4年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年3月10日（木）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和4年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和4年3月10日(木) 午前10時00分 ~ 午前10時31分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第12番	弘 中 壽
第13番	藤 井 孝	第14番	藤 原 典 子
第15番	松 田 孝 行	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 なし

(3) 事務局職員 4人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課	課長	長 畠 和 彦
産業振興部農林課	農政担当主査	福 田 雅 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第7号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第9号	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第1項の規定による下限面積要件に係る別段の面積の設定について	1件
議案第10号	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定による下限面積要件に係る別段の面積の設定について	1件
議案第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	289件
議案第12号	周南市農業委員会和解の仲介に関する規程制定について	1件

第3 報告事項

報告第13号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	12件
報告第14号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
報告第15号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	8件
報告第16号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	6件
報告第17号	現況が農地でないことの証明等について	7件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中18人全員で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時00）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第3回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第5番・白石 純治 委員、第9番・野村 邦幸 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1ページの議案第7号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が105平方メートルの譲受人の住宅に隣接した農地です。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は、遠方に住んでおり耕作できないため、譲り渡すものです。

譲受人は、農業経営規模を拡大するため、農地を取得するものです。

取得後の農地は、約58アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第7号、1番について補足説明します。

本申請は農地の権利移動許可申請になります。

2月25日、事務局の方と現地確認をしました。

地目は畑で、105平方メートルです。

雑草もなく、きれいに管理されていました。

2月25日、譲受人と現地にて意思確認をしました。

今まで、譲受人が草取り等の管理はされていたそうです。

譲渡人は県外にお住まいで耕作することができず、譲受人に購入を頼まれ、自宅の屋敷続きでもあり、応じたとのことでした。

同日、譲渡人とは電話にて意思確認をしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第7号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第7号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第7号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が380平方メートルの農地です。

現況は田で、耕作中の農地となっています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は、営農活動が困難になったため譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、申請地に隣接する農地を耕作しており、自己所有農地の周辺農地を新たに取得し、営農活動に力を入れるため、申請地を譲り受けるものです。

取得後の農地は、約42アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

第7番の田中です。

議案第7号、2番について説明します。

山本事務局長

議長（山下会長）

第7番田中委員

2月21日に、事務局と現地を確認いたしました。

そして2月24日に、譲渡人及び譲受人の両者にお会いしまして、意思確認をいたしました。

今、事務局から説明があったとおりで、譲受人は、隣接している田でもあるし、購入して農業経営規模を拡大し、これからも稲作を続けていきたいという意思でございました。

何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第7号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第7号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページの議案第8号は、1議案2件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

譲渡人は、所有者の死亡に伴い、農地等を保全・管理することが難しくなり、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、農地としての管理・保全が難しいため、周辺農地の日照、通風等に配慮し、高くないクヌギ700本を植樹しようと

するものです。

申請地は、鹿野総合支所から北へ約 730 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、農用地区域から除外されましたので、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第 9 番野村委員

9 番、野村です。

2 月 21 日、事務局と現地確認をしました。

申請地は、去年までは稲作で、申請人が死亡され、兄にあたる人に譲り渡すということで、確認いたしました。

2 月 28 日、譲受人と会い意思確認をし、また、譲渡人には電話にて確認いたしました。

今回の件は、昨年に農用地の除外ということで確認した土地だと思えます。

問題ないと思えます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

この件につきましては、令和 3 年 11 月総会の議案第 44 号で、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更として除外の案件がございましたが、その件が、今回の許可申請に繋がっているということでございます。

それでは、ただ今の議案第8号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,717.66平方メートル、パネル枚数672枚を設置するもので、発電出力は249.5キロワットです。

譲渡人は、後継者もなく、農作業の負担を軽減させるため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南へ約500メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第8号、2番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、1筆2,936平方メートルを申請するものです。

2月18日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は耕作されてなく、雑草が生えていました。

2月27日、現地にて譲渡人と現地確認、意思確認をしました。

2年前に父親から相続により取得しましたが、自分では耕作することができず休耕していたところへ、太陽光発電のお話があり売却することにしたそうです。

3月7日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われま

す。なお、隣接農地、地域住民には太陽光発電設備を建設することについて説明しているとのこと

です。ご審議の程、よろしくお願

議長（山下会長）

いします。ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたしま

す。議案第8号、番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号2番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第9号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第1項の規定による下限面積要件に係る別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

3ページの、議案第9号についてご説明いたします。

平成21年の農地法改正により、農業委員会が地域の実情に応じて下限面積要件に係る別段の面積を定めることが可能となりました。

周南市農業委員会では、別段の面積を、大島、給島、大津島地区が20アール、その他の地区を30アールと定め、同年12月15日付けで公示し、今日まで継続されています。

この下限面積につきましては、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務処理について」により、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性を農地利用状況調査に基づき検討し、公表することが求められてきました。

この通知は、平成28年3月30日付けで廃止されましたが、周南市農業委員会では、その後も毎年、修正の必要性を検討し、その結果を公表することとしております。

今回お諮りする、別段の面積についてですが、まず、30アール地区につきましては、別紙の裏面「経営耕地面積規模別農家数」の30アール未満の農家数割合が53パーセント、20アール未満が27パーセントとなっておりますので、現行の下限面積30アールのままとし、修正は行わないことといたします。

次に、20アール地区ですが、別紙の裏面「うち下限面積20アール設定地域の農家数」のとおり、下限面積を10アールとした場合、全ての地区で農家数割合が40パーセントに満たないということになります。

しかしながら、これらの地区では、地形的な特性や農地の効率的利用の確保という観点から、他の地区と比較して著しく生産性が低いため、20アールを10アールに引き下げようとするものでございます。

なお、委員の皆様は事前にご意見をお伺いしたところ、山崎委員から、30アール地区につきましても、毎年多くの方が農業をやめていく中で、特に山間部の基盤整備がされていない地区では、農地の集積・集約が難しい状況にあり、その様な地区では下限面積を20アールに引き下げては如何かというご提案をいただきました。

こうした中、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が、先日、閣議決定され、今通常国会に提出されることが判明しました。

この法律案の中に、農地法の一部改正として農地等の権利取得時の下限面積要件を廃止することがありましたので、今後の動向を注視して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第9号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号について、採決を行います。

原案通り承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第9号は、承認されました。

続きまして、議案第10号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定による下限面積要件に係る別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

議案第10号について、ご説明いたします。

周南市の農村地域では、人口減少、農家の高齢化、後継者不在などによる空き家の増加とともに、空き家に付随した農地の遊休農地化が進むことが懸念されます。

そこで、周南市への移住・定住と農村地域での遊休農地解消を促進するため、周南市空き家情報バンク制度に登録された空き家に付随した農地に限定して、下限面積を引き下げることが提案するものです。

登録空き家に付随する農地については、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定による下限面積要件に係る別段の面積を、0.01アールと設定することをお諮りいたします。

なお、この別段の面積の設定は、総会で決定した後、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第18条の規定により公示します。

また、別段の面積を定める区域の設定については、登録空き家の所有者が所有する農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいい、1つの区域とみなします。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第10号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第10号について、採決を行います。

原案通り承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第10号は、承認することに決定いたします。

次の議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、4ページから79ページまでの、1議案289件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1番から番号91番までの徳山地区及び新南陽地区分、番号92番から番号176番までの熊毛地区分、番号177番から番号289番までの鹿野地区及び農地中間管理機構分に3分割して審議をしたいと思いますが、これにご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案の説明の後、3分割して審議することといたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

本件につきましては、周南市長より農用地利用集積案についての決定を求められたもので、農林課の説明を受けた後、農業委員会の決定をしたいと思います。

議長(山下会長)

それでは、長島課長よろしくをお願いします。

農林課 長島課長

それでは、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は1月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、4月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区85件、新南陽地区7件、熊毛地区88件、鹿野地区109件の計289件、638筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、279番から289番までの戸田地区、鹿野地区、三丘地区、八代地区のもので、11件、17筆です。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、最初に、議案第11号の番号1番から番号91番までを一括して議題といたします。

第2番・有馬俊雅委員、第3番・岩田実委員及び第4番佐伯伴章委員が一部当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参加することができません。

3名の委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（委員3名退席）

議案第11号、番号1番から番号91番までの案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号1番から番号91番までについて、採決を行います。

原案通り決定することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第11号、番号1番から番号91番までは、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

（委員3名着席）

次に、議案第11号の番号92番から番号176番までを一括して議題といたします。

第8番・歳光時正委員、第11番・原田雅之委員及び第17番・笠井保雄委員が一部当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参加することができません。

3名の委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（委員3名退席）

議案第11号、番号92番から番号176番までの案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号92番から番号176番までについて、採決を行います。

原案通り決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第11号、番号92番から番号176番までは、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

(委員3名着席)

最後に、議案第11号の番号177番から番号289番までを一括して議題といたします。

第9番・野村邦幸委員、第10番・林俊一委員及び第15番・松田孝行委員が一部当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参加することができません。

3名の委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員3名退席)

議案第11号、番号177番から番号289番までの案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号177番から番号289番までについて、採決を行います。

原案通り決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第11号、番号177番から番号289番までは、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

(委員3名着席)

ここで農林課職員は退席します。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第12号「周南市農業委員会和解の仲介に関する
規程制定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

80ページの議案第12号について、ご説明いたします。

農地法第25条の規定による農地等の利用関係の紛争の和解の仲介
の事務のうち周南市農業委員会の権限の属する事務について、法令、
農地法関係事務に係る処理基準についての、農地法関係事務に係る
処理基準第10の規定、農地法関係事務処理要綱の制定についての農
地法関係事務処理要領の別紙1農地法に係る事務処理要領第12の1
の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

内容につきましては、別紙のとおりです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第12号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号について、採決を行います。

原案のとおり承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号は承認することに決定いたし
ます。

続きまして、議事日程第2、報告事項に入ります。

報告第13号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の

届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

81ページから84ページの報告第13号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は12件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

85ページの報告第14号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

86ページから88ページの報告第15号は、市街化区域内にある農地

を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

89ページから90ページの報告第16号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされるものです。

今回は、6件です。

番号1番から番号4番までは、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用、番号5番及び番号6番は、同条第5号に規定された災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第16号を終わります。

続きまして、報告第17号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

91ページから93ページの報告第17号は、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をしたので、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第18条の規定により、非農地判断の結果及び非農地証明書の交付等を報告するもので、今回は7件です。

番号1番から番号7番までの7件につきまして、非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

また、番号5番の面積1,017平方メートルの土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第17号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第3回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時31分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年3月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 白 石 純 治

委 員 野 村 邦 幸